

雇用者給与等支給額が増加した場合又は給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	法人名			
平成30年4月1日以後に開始する事業年度において中小企業者又は農業協同組合等に該当する法人が、租税特別措置法第42条の12の5第2項(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除)の規定を適用する場合には、この明細書を使用せず、別表六(二十四)を使用してください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載してください)。	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	21	円	法人税額の特別控除額 (38) - (39)
	雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十三)付表二「7」)	22		
	雇用者給与等支給増加額 (3) - (2) (マイナスの場合は0)	23		
	調整前税額控除限度額 $(23) \times \frac{10}{100}$ (6) ≤ (7)の場合は0)	24		
	税額控除加算基準額 ((1) - (5)) と (23) のうち少ない金額)	25		
	税額控除加算額 $(25) \times \frac{2}{100}$	26		
	税額控除限度額 $(24) + (26)$ ((1) < (5) の場合又は (9) < 0.02 若しくは (7) = 0 の場合は 0)	27		
	税額控除加算額 $(25) \times \frac{12}{100}$ ((9) < 0.02 又は (7) = 0 の場合は 0)	28		
	税額控除限度額 $(24) + (28)$ ((1) < (5) の場合は 0)	29		
	当期税額基準額 $(21) \times \frac{10}{100}$ 又は $\frac{20}{100}$	30		
	当期税額控除可能額 ((27) 又は (29)) と (30) のうち少ない金額)	31		
	雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十三)付表二「17」)	32		
	雇用者給与等支給増加額 (1) - (5) - (32) (マイナスの場合は0)	33		
	税額控除限度額 $(33) \times \frac{20}{100}$ ((13) < 0.03 又は (14) < (16) の場合は 0)	34		
	同上以外の場合 $(33) \times \frac{15}{100}$ ((13) < 0.03 又は (14) < (16) の場合は 0)	35		
	当期税額基準額 $(21) \times \frac{20}{100}$	36		
	当期税額控除可能額 ((34) 又は (35)) と (36) のうち少ない金額)	37		
	当期税額控除可能額 (31) 又は (37)	38		
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の②」)	39		
		40		

御注意

平成30年4月1日以後に開始する事業年度において中小企業者又は農業協同組合等に該当する法人が、租税特別措置法第42条の12の5第2項(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除)の規定を適用する場合には、この明細書を使用せず、別表六(二十四)を使用してください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載してください)。

別表六（二十三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）又は平成 30 年改正前の措置法（以下「平成 30 年旧措置法」といいます。）第 42 条の 12 の 5 第 1 項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 平成 30 年改正前の措置法令第 27 条の 12 の 5 第 11 項 第 1 号（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる場合に該当する場合（同項第 4 号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）には、「基準雇用者給与等支給額 2」には、「1」と記載します。
- 3 「税額控除限度額 27」又は「税額控除限度額 29」の各欄は、「増加促進割合 4」の割合が 0.05（その適用を受ける法人が中小企業者等（措置法第 42 条の 4 第 3 項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者又は農業協同組合等をいいます。以下同じ。）である場合には、0.03）未満である場合には、「0」と

記載します。

なお、中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人でその発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額の一定割合以上を大規模法人に所有されていない法人又は資本若しくは出資を有しない法人で常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人をいいます。中小企業者に該当するかどうかは、下の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。

- 4 「 $\frac{\text{当期税額基準額}}{(2)} \times \frac{10 \text{又は} 20}{100}$ 」³⁰ は、その適用を受ける法人が

中小企業者等である場合には「10 又は」を消し、その他の場合には「又は 20」を消します。

- 5 「 $\frac{\text{当期税額控除可能額}}{((27) \text{又は} (29)) \text{と} (30) \text{のうち少ない金額}}$ 」³¹ は、

その適用を受ける法人が中小企業者等である場合には「(27) 又は」を消し、その他の場合には「又は (29)」を消します。

中 小 企 業 者 の 判 定								
発行済株式又は出資の総数又は総額	a			大規模法人等の保有する株式数の明細	順位	大規模法人名	株式数又は出資金の額	
常時使用する従業員の数	b		人		1	g		
大規模法人の株式数等の保有割合	第 1 順位の株式数又は出資金の額 (g)	c					h	
	保有割合 $\frac{(c)}{(a)}$	d	%				i	
	大規模法人合計の株式数又は出資金の額 (k)	e					j	
	保有割合 $\frac{(e)}{(a)}$	f	%		計 (g)+(h)+(i)+(j)	k		
この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。 1 「保有割合 d」が 50% 以上となる場合又は「保有割合 f」が 3 分の 2（66.666…%）以上となる場合には、中小企業者に該当しませんので、御注意ください。 2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。								